

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損
金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

(法第72条の2第1項
第1号
第3号 に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第六号様式別表十一(第五条関係)

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①		所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥⑦又は別表5④)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥⑦又は別表5④)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額	(⑫の計)	⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額	(⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の⑭と⑭-当該発生事業年度前の⑭の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

第6号様式別表11記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- 2 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして掲載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業」について、事業区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲むこと。
- 5 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。
 - (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人
 - (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人
 - (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人
- 6 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。
- 7 ⑬から⑰までの各欄は、法人が法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。